

<重要事項の範囲>

問14 重要事項の範囲を拡大する必要性はどのようなものですか。

(答)

1. 改正前の消費者契約法は、不実告知による取消しの対象となる重要事項を、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容、及び対価その他の取引条件としていました。
2. しかしながら、例えば、真実に反して「溝が大きくすり減っていてこのまま走ると危ない、タイヤ交換が必要である。」と告げて新しいタイヤを購入させる事例のように、消費者契約の目的となるものに関しない事項について不実告知をしたことによる消費者被害が生じていましたが、改正前の消費者契約法では取り消すことができませんでした。
このような消費者被害は、消費者が本来不要である契約を締結してしまったものであり、改正前の消費者契約法における重要事項について不実告知があった場合と同様に消費者の誤認が重大であり、取消しが認められるべきであると考えられます。
3. そこで、このような事例においても不実告知による取消しができるようにする観点から、重要事項の範囲を拡大することとしたものです。